

問題用紙

小 論 文

令 和 5 年 度

受験番号

大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 入学試験【前期】問題

【特別支援教育実践系】

(/ 枚のうち /)

解答はすべて別紙解答用紙に記入せよ。

【問題】

学校教育法施行規則第140条の規定では、通級による指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程を編成することができるとされている。

通級による指導の障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、または克服することを目的とする指導（特別支援学校の学習指導要領に示されている自立活動に相当する指導）のことである。以前は、「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」という表現であった内容が、平成30年4月1日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令において、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする」という内容の表現に改められた。

このように表現が変更されたことは、通級による指導では、どのような学習支援が求められているということであろうか。あなたの考えを1100字以上1200字以内で述べなさい。

解答用紙

小論文

令和5年度

受験番号

大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 入学試験【前期】解答用紙

【特別支援教育実践系】

(3枚のうち1)

採点

解答欄(横書き)

										100
										200
										300
										400
										500

解答用紙

小 論 文

令 和 5 年 度

受験番号	
------	--

大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 入学試験【前期】解答用紙

【特別支援教育実践系】

(3 枚のうち 3)

採 点	
-----	--

解答欄の続き (横書き)

1100

1200